

## 店舗等改装促進事業補助金 (新型コロナウイルス対応型)

新型コロナウイルスの感染予防のために中小企業者が行う改装工事の費用を補助します。

### 補助対象者

次の条件をすべて満たす個人事業主・法人

- 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する「中小企業者」であること
- 個人事業主の場合は市内に居住していること。法人の場合は市内に本社を有すること。
- 日本標準産業分類（平成25年10月改定）における小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業のうちのいずれかの業種に該当し、申請時点において店舗を使用して現に営んでいること。
- 以下のいずれにも該当しないこと
  - ・床面積の合計が1,000平方メートルを超える店舗で事業を営むもの
  - ・風営法第2条第1項に掲げる営業で、同法第3条第1項の許可を受けていないもの
  - ・風営法第2条第1項に掲げる営業で、床面積の合計が100平方メートルを超える店舗で事業を営んでいるもの
  - ・風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営むもの
  - ・上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年上越市条例第34号）第2条第1項第1号及び第2号に該当するもの
  - ・建築基準法、食品衛生法、消防法、その他関係法令に違反しているもの
  - ・宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした事業を営むもの

### 補助対象店舗等

補助対象者が販売、サービスを提供する顧客との対面による事業を行うために、市内に所有又は賃借している店舗や附帯する屋外施設

- ・住宅と店舗が併用する建物の場合は、店舗部分のみを補助対象とします。
- ・賃借の場合は、所有者の同意が必要です。

## 補助対象事業

新型コロナウイルスの感染予防を目的として実施する以下に掲げるいずれかの工事

- ・ 衛生環境の整備
- ・ 外気との換気の向上
- ・ 密集や接触の回避

例) 客間の間仕切り、ついたての設置、換気扇等外気との換気を向上させる工事等

## 補助率など

補助対象経費の10/10（補助上限額20万円）

- ・ 補助対象経費は税抜です。
- ・ 1,000円未満の単数は切り捨てになります。

## 申請方法

上越市のホームページに掲載されている募集要領をご一読いただき、申請書類を作成して下記担当へ提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため、申請書類は郵送で提出してください。

送付先：〒943-8601

上越市木田1-1-3 上越市役所産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室 行

## 申請受付期間

令和2年5月15日（金）～令和2年7月17日（金）

## その他

- ・ 通常の上越市店舗等改装促進事業補助金と併用が可能です。
- ・ 申請書の様式は、上越市のホームページからダウンロードが可能です。
- ・ 令和2年4月1日（水）から令和2年5月14日（木）までに着手した工事も対象となりますので、申請を検討される場合は下記担当へお問い合わせください。



このチラシに関する問い合わせ

上越市産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室

〒943-8601 上越市木田1-1-3 (☎025-526-5111 内線1826、1827)

